

太田市狂犬病予防注射実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）及び太田市狂犬病予防法施行細則（平成17年太田市規則第161号）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(注射の実施)

第2条 市が、市民に対して日時及び会場を指定して、獣医師と共同で行う集合注射は、公益社団法人群馬県獣医師会（以下「獣医師会」という。）が実施するものとする。ただし、開業獣医師等が個々に実施する個別注射については、この限りではない。

(集合注射の実施者)

第3条 集合注射を実施する獣医師は、獣医師会の会員とする。

2 市長は、実施者について必要な事項を獣医師会会長に求めることができる。

(注射の方法)

第4条 獣医師は、注射方法及び注射器材の取扱いについて十分注意し、適切に行うものとする。

2 獣医師は、狂犬病予防ワクチンを適正に保管し、適量を正しく注射するものとする。

3 獣医師は、注射の前に犬の健康状態について観察し、及び飼い主に対して問診し、異常を認めたときは注射を猶予するものとする。

(集合注射の時期)

第5条 集合注射は、狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号）第11条の規定に基づき、4月1日から6月30日までの間に、市と獣医師会で協議の上で実施するものとする。

2 前項の期間以外に集合注射を実施する場合は、市と獣医師会で期間等を協議の上、実施するものとする。

(注射の料金)

第6条 獣医師が犬の飼い主から徴収できる注射料の額は、1頭につき2,950円とする。

2 前項の注射料の額は、市長と獣医師会で協議の上で決定するものとする。

3 第1項の注射料の積算根拠について、獣医師会会長は、市長の求めに応じていつでも開示するものとする。

(注射料の徴収)

第7条 注射料の徴収は、市と獣医師会で協議の上で犬の飼い主の便宜を考慮して行うものとする。

(注射費用の負担)

第8条 注射に要する狂犬病予防ワクチン、器材等は、獣医師会の負担とする。

(鑑札等の預託)

第9条 市長は、飼い主の便宜を考慮して、獣医師会に所属する獣医師に、鑑札及び注射済票をあらかじめ預託し、その交付を委託できる。

2 委託を受けた獣医師は、交付実績について市長に報告しなければならない。

(業務の停止)

第10条 市長は、獣医師が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、獣医師会長に対して当該獣医師の注射業務の停止を求めることができる。

(1) この要綱に違反し、市民に不信を抱かせる行為があると認められたとき。

(2) その他注射の実施について行政上不適当と認められたとき。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、獣医師会長と協議の上市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。